

令和8年9月3日

各地区労働基準協会 様

埼玉労働局労働基準部監督課長

時間外労働の上限規制等に関する説明会の周知について（協力依頼）

平素より労働基準行政の運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働者がそれぞれの事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するために、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等がますます重要となっております。

今般、当局各労働基準監督署において、事業場の労務管理担当者等を対象とした、①時間外労働の上限規制ほか労働基準法の基礎的な事項、②労働災害防止、エイジフレンドリー指針とストレスチェック制度の改正等の労働安全衛生対策、③改正されたカスタマーハラスメント対策等を含むハラスメント防止、④同一労働同一賃金の取組を内容とする説明会を開催いたしますので、会員事業場へ説明会の開催等の周知につきまして貴協会の御協力を賜ります、よろしくお願い申し上げます。

また、広報文を添付いたしますので、貴協会ホームページ、広報誌への掲載、及び会員事業場への配布等いただきたく併せよろしくお願い申し上げます。

【担当者】

埼玉労働局労働基準部監督課 珍田、松本

さいたま市中央区新都心 11-2

ランド・アクシス・タワー15階

連絡先 048-600-6204